

## 契約とクーリング・オフについて

訪問販売や電話勧誘販売などで商品を勧められて購入したという経験はありますか？購入したいきさつとして、説明を聞いているうちに、その時点で買いたいと思って契約したり、契約を急かされたり、強引な勧め方で断りきれず渋々買ったりと、買うに至る部分は様々な理由があると考えられます。

やっぱり必要なかった、説明通りではなかった、期待外れだった等の後悔するトラブルの場合、その解決策としてクーリング・オフが適用される場合があります。

### クーリング・オフ制度を理解しよう

特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度です。これは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

#### 【特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間】

訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	8日間
マルチ商法（連鎖販売取引）	20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）	20日間
訪問購入（業者が自宅等を訪ね、商品買い取りを行うもの）	8日間

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。交換、返品ができる特約があるかを確認しましょう。

クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算されます。書面の記載内容に不備がある場合は、上記の期間を過ぎていても、クーリング・オフできる場合があります。条件によってはクーリング・オフできない場合や、この他にクーリング・オフが出来る取引があります。

#### 【クーリング・オフの手続き方法】

- ・必ず書面で行いましょう。ハガキでできます。
- ・クーリング・オフができる期間内に通知します。
- ・クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。
- ・はがきの両面コピーをしましょう。
- ・「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し、コピーや送付記録と一緒に保管しておきましょう。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎<sup>いやや</sup>188